

T&M通信

～税務と経営～

2025年5月号

今月の経営チェックポイント✓

- 市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知があります。
※令和7年度の住民税の給与からの特別徴収は、6月分からの徴収になります。
- 今月の祝日は、3日憲法記念日、4日みどりの日、5日こどもの日、6日振替休日です。
- 5月、6月決算法人の方は、賞与等決算の準備をして下さい。

納税期限スケジュール

- 確定申告税額の延納届による延納税額の納付期限
6月2日（月）
- 自動車税・軽自動車税の納付期限
6月2日（月）（京都市の場合）



T&M田中会計ホームページ4月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の4月の更新は以下の通りです。

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2025年4月 Vol.102

【雇用保険】2025年4月から失業保険の給付制限が大幅緩和へ！

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2025年4月 Vol.103

【出生後休業支援給付金】2025年4月から育児休業給付が手取りの10割に！

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2025年4月 Vol.104

【基礎控除の特例】税制改正によって「年収の壁」はさらに複雑化へ

■経営サポートナビ2025年5月号

- ①中小企業向けの公的制度をご紹介
- ②中小企業がやりがちなダメな求人票を解説！
- ③政府系金融機関との上手な付き合い方
- ④事業を引き継ぐ方法…事業承継と事業譲渡どっちがいい？
- ⑤令和7年度税制改正大綱のポイント（後編）
- ⑥両立支援等助成金（介護離職防止支援コース 職場復帰分野）

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)